こども家庭庁任期付職員の採用について

長官官房参事官(総合政策担当)付 EBPM 検証・評価係長

1.職務内容	こども・家庭を取り巻く状況に関する統計・データ等を活用し、こど
	も施策に関する多面的な政策をエビデンスに基づき、立案、評価、改善
	していくための企画立案等を行う。
2. 求める人材	下記 (1) ~ (5) の要件すべてに適合する者
	(1) こども施策に関して、エビデンスに基づき多面的に政策を立案、評
	価、改善していくための企画立案のあり方について、学問上又は業務
	上の経験などを通じて、一定の知見を有する者
	(2)こども施策におけるこども・家庭を取り巻く状況に関する文献調査、
	ヒアリング調査又はアンケート調査、それらの調査を用いた統計・デ
	ータ及び統計的分析手法、政策効果の検証に関する実験等について、
	研究業績や専門的な知見を有する者
	(3)組織的な業務遂行に必要な協調性、調整能力及び計画能力があるこ
	کے
	(4)(1)及び(2)に関する業務を経験した年数が4年以上の者
	(5)企業、NPO法人、行政等において、上記の経験年数を含めて、概
	ね7年以上の職歴を有する者
3. 応募資格	1. 大学卒業又は同等以上の学力を有することが望ましいこと
	2. 上記「求める人材」に記載された実務経験を有すること
	3. 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者
	なお、次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。
	(1)日本国籍を有しない者
	(2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の
	執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまで
	の者
	(3)一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日か
	ら2年を経過しない者
	(4)日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張
	する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
	(5)平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている
	者(心神耗弱を原因とするもの以外)
4.採用予定人数	1名
5.採用予定期間	採用日~令和9年3月31日まで
	(採用日については、相談の上決定)
	(職務の状況によっては任期の更新等もあり得ます。)
6. 勤務地	こども家庭庁本庁(東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング)

7. 採用形態・給 (1) 採用形態 与等 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成 12 年 法律第125号。以下「任期付職員法」という。)に基づき、常勤の国家 公務員として採用を予定しています。 (2) 採用予定官職 内閣府事務官(長官官房参事官(総合政策担当)付 EBPM 検証・評価 係長) (3) 給与 給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律 (昭和25年法律第95号) に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定 します。 (1)勤務時間·休暇等 8. 勤務時間・休 暇等 ・勤務時間:午前9時30分から午後6時15分(昼休み1時間を含む。 土、日、休日を除く。) ・休暇:年次休暇20日(年の途中で新たに職員となった場合には、そ の年の在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。)、特別 休暇、病気休暇、介護休暇 (2) その他 国家公務員法(昭和22年法律第120号)等に基づき、兼業に当たっ ては制限があります。また、業務上知りえた情報について守秘義務が 課されることとなります。 一次選考:書類審查、二次選考:面接 9. 選考方法 ※書類審査の結果、二次選考(面接)を行うこととなった方のみに二次選 考の日時・場所等を1週間以内にご連絡いたします。 10. 応募要領 (1) 応募方法 下記提出書類を担当あて郵送(応募締切日必着)してください。(応募 書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につき ましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。責 任を持って破棄いたします。) (2) 提出書類 ① (様式) 履歴書 ※カラー写真貼付、メールアドレス記載 ② 志望理由をまとめたもの(A4 横書) ③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの(A4 横書) (注) 専門知識、経験に関する資料 (博士等の学位取得証明書のコピー など)、資格に関する証明書類(専門社会調査士や統計検定、ビジ ネス統計スペシャリスト等の証明書のコピーなど)があれば、写 しをご提出ください。 (3) 提出先

〒100-6003 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 22 階

こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)付総務調整係

	※封筒に「任期付職員(長官官房参事官(総合政策担当)付 EBPM 検証・評価係長)応募」と必ず記載の上、提出してください。(4)応募受付期間令和7年10月17日(金)必着
11. 問い合わせ先	こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)付総務調整係
	E-mail: sougouseisaku.soumu-j@cfa.go.jp
12. 備考	1. 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職する必要があります。(休職は不可)
	2. 採用内定者には、健康診断を受診(自己負担により任意の医療機関で
	実施)していただきます。
	3. 身分証明証にマイナンバーカードを使用します。お持ちでない方は、
	マイナンバーカード取得をお願いいたします。